

# 令和7年度山形県再生可能エネルギー（小水力発電）事業可能性調査事業費補助金 交付要綱

## （目的及び交付）

第1条 知事は、再生可能エネルギー発電事業の県内展開を促進するため、県内において小水力発電事業（計画時点において設備容量1,000キロワット以下のものに限る）の事業化に先立って流量調査を実施する者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## （補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、前条の事業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に本店を有する法人又は青色申告を行っている個人事業主
- (2) 県内に所在する町内会又は自治会

ただし、収益事業を行う者にあつては、現に県税の滞納のないものに限る。

## （補助対象事業及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件すべてに適合する流量調査を行う事業とする。

- (1) 流量調査による流量データの収集期間（以下「観測期間」という。）が12か月間以上であり、令和7年度中に観測を開始するものであること
- (2) 流量観測の実施方法は、水位計及び電磁式流量計等の流量観測装置を用い、適切な観測結果が得られるものであること
- (3) 流量調査の実施に当たり、市町村と連携を図っていること

2 補助金の額は、事業の実施に直接必要な別表に掲げる補助対象経費のうち、令和7年度に要する経費の総額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は75万円のいずれか低い額以内とする。

## （交付の申請）

第4条 規則第5条の規定による補助金等交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和7年12月26日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支計画書（様式第2号）
- (3) 定款及び登記事項証明書又は団体の会則若しくは規約（申請者が個人事業主である場合においては、住民票の抄本）
- (4) 県税の納税証明書（発行から3か月以内のものであって、現に県税の滞納がないこ

とを証明するもの。) (収益事業を実施していない団体を除く。)

(5) その他知事が必要と認める書類

(条件)

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表に掲げる補助対象経費ごとに、それぞれ当該経費の30パーセント以内の増減、かつ補助金額の増減がない変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、変更について知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に前条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、令和8年4月15日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第5号)

(2) 補助対象経費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し

(成果の提供)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた流量調査のすべてを完了したときは、その日から30日以内に事業完了届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第8条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

2 知事は、必要と認める場合は、前項に掲げる書類の提出を補助事業者へ求めることができる。

(財産の管理)

第9条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産」という。)について、補助事業の完了後も、財産管理台帳(様式第7号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用

の増加額が1件20万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第8号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとし、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	内容
構築物設置費	流量調査に必要な構築物の設置に係る本工事費及び附帯工事費等
機械器具費	流量調査に必要な機械器具の取得費又は賃借料
調査分析費	流量調査のデータ取得、解析、評価等に要する経費

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まない。